

証券規制における金融消費者保護のあり方

楠本 くに代（金融消費者問題研究所）

政府は平成 16 年 12 月「金融改革プログラム 金融サービス立国への挑戦」を発表した。その中で、不良債権問題への緊急対応も終わり、今後は金融システムの活力を重視した金融行政を目指すことを宣言した。この政策の下で消費者には、「貯蓄から投資へ」が求められ、消費者教育への積極的な取組みがなされ、消費者の金融商品への関心は高まっている。

しかし、消費者の参加する市場には、いまだ消費者を保護する法はない。すでに、平成 9 年、証券取引審議会は、ビッグバンへの取組みにあたり、「現行証券取引法の体系のままその適用範囲を性格の異なる金融商品にまで拡大していくことは適当でない。すべての市場参加者に横断的なルールを適用する新たな立法（いわゆる金融サービス法）等も視野に入れた検討が行われるべきである」と指摘した。それ以後、約 10 年にわたり、金融審議会などで、包括的金融サービス法が検討されてきたが、いまだ実現せず、金融商品販売法の制定（平成 12 年）に止まっている。この法の評価は、裁判でも、消費生活センターなどの訴訟外紛争解決機関でも、利用されておらず、金融市場で多発する消費者被害に対応できるものではないというものである。

こうした状況に対処すべく、政府は金融商品取引法案を平成 18 年 3 月 13 日に国会に提出した。この法案は、ホップ（金融商品販売法）、ステップ（当法案）、ジャンプ（金融サービス・市場法）のステップと位置づけられて、投資サービス全般を包括的に規制する法との説明がなされている。

本発表では、この法案を消費者保護という視点から分析し、その問題点を摘示し、あわせて、金融市場における新たな消費者保護のための法—金融サービス法のあり方を考えてみたい。具体的な報告内容は、以下のようなものになる：

- 1．法案提出にいたる過程（平成 9 年から）
- 2．消費者被害の実態と法の必要性
- 3．法案は消費者保護法か
- 4．法案は、ジャンプに至る過程になっているか
- 5．法案の個別項目の検討：理念・目的、規制対象金融サービス・商品、適合性の原則、不招請勧誘、参入規制、訴訟外紛争解決機関、消費者教育等
- 6．規制内容の統一性・整合性
- 7．消費者側のとらえ方（日弁連、被害者の会、消費者グループ）
- 8．あるべき包括的金融サービス法—英国 2000 年金融サービス・市場法を参考に